

※ マイナ保険証・健康保険証の利用登録をした
マイナンバーカード

マイナ保険証で 窓口での支払額を抑えられます



医療費の自己負担額が高額になったとき、年齢や所得に応じて、一定の金額（限度額）を超えた部分については、後日、健保組合から最短3カ月後に高額療養費が自動給付されますが、窓口でマイナ保険証を提示すると、医療機関での支払いを限度額に抑えることができます。

高額な医療費を支払ったとき
(健保HP)



健保組合には、窓口での支払いに関する問い合わせが多く届いています。

そこで、今回は 窓口での支払いを抑えられる方法 を紹介させていただきます。

是非、マイナ保険証の登録をご検討ください！！



明日から入院予定で医療機関から
「限度額認定証」を健保組合で
交付してもらうように言われました

マイナンバーカードを持ってなくて、
高額な医療費を支払いました



100万円の治療をした場合、**窓口では30万円**の支払いが必要になりますが・・・

※ 医療費の自己負担割合3割の方の場合

マイナ保険証あり

医療費が高額になるときは、**マイナ保険証を提示すれば、
医療費の支払いが限度額までになります。**



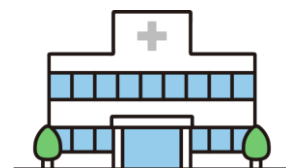
加入者



マイナ保険証を提示

窓口での支払いが
87,430円になります！

※ 一例：給与28～50万円のケース



医療機関

マイナ保険証なし

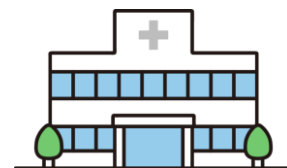
マイナ保険証がない場合、医療機関で高額療養費制度の限度額が分からないので、
医療費の3割分の支払いが必要になります。



加入者



窓口での支払いは
300,000円



医療機関

健保組合に「限度額適用認定証」を申請し、その証書を医療機関に提示することで、医療費の支払いを限度額（87,430円）までにすることができますが、健保への申請手続後、お手元に届くまでに時間がかかります。また、証書が支払いまでに間に合わない場合、300,000円の支払いが必要になります。